

第2次御浜町子ども読書活動推進計画

～読書は心の栄養～

令和6年3月

御浜町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定

1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 計画策定の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
4. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

第2章 前計画の取組状況

1. 前計画の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
2. 家庭における取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
3. 地域における取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
4. 学校等における取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

第3章 基本方針

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

第4章 家庭・地域・学校等における推進方策

1. 家庭における推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
2. 地域における推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
3. 学校等における推進方策・・・・・・・・・・・・・・P 10

(参考資料)

御浜町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

御浜町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

国において、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。この法律において、子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができないもの」であることが明記され、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されることが基本理念として掲げられました。

しかし、近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

特に、電子書籍の普及により、書籍を紙媒体で読むだけでなく、電子媒体で読むことも選択できるようになるなど、読書の形態が変化しています。

また、内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用すると回答した青少年の平日1日当たりの平均利用時間は、年々増加するとともに、小、中、高校生と年齢が進むにつれて長時間の利用となる傾向があります。

加えて、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の形成は難しくなっています。

このようななか、国においては、子どもの成長過程における読書活動の重要性に鑑み、おおむね5年間の施策の基本的な方策を示した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を逐次策定し、現在では、令和5年3月に策定された第五次基本計画に基づき施策が推進されています。

また、令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられ、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けてICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

そして、令和4年1月に策定された令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次学校図書館計画では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準(※1)」(平成5年3月決定)の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることを目的としています。

三重県においては、平成16年に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、おおむね5年ごとに改定を行い、現在、令和2年3月に策定した「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の取組が進められています。

さらに、平成24年度から「みえの学力向上県民運動(※2)」を展開し、読書活動の推進を運動の柱の一つとして、学校における朝の一斉読書を実施するなど取組を進めてきました。

御浜町では、平成29年3月に「御浜町子どもの読書活動推進計画」を策定し、読書活動に関する取組を進めてきました。このたび、これまでの取組の成果や課題、環境の変化などを踏まえながら、より一層の子どもの読書活動を推進するために、「第2次御浜町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

(※1) 学校図書館図書標準：平成5年3月に定めた学校図書に整備すべき蔵書の標準。公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、校種別にクラス数を基準にして算出する蔵書冊数。

(※2) みえの学力向上県民運動：平成24年度から三重県・三重県教育委員会が展開している。自らの夢の実現をめざし、失敗を恐れず主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力(自立する力)や、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力(共に生きる力)を育むことを目的とする。「主体的に学び行動する意欲」、「学びと育ちの環境づくり」、「読書をとおした学び」の3つの視点で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育てていくために県民総参加で取り組む運動である。この県民運動の基本方針の中で、読書は、知的活動(論理や思考)やコミュニケーション、感性・情緒の基盤をなす言語に関する能力を育むうえで欠くことのできないものとして、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を育成することとしている。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)」第 9 条に基づき、策定します。また、国・三重県の計画との整合性を図りつつ、本町の「第 6 次御浜町総合計画」の政策的目標に沿うものとして位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度からおおむね 5 年間とします。

4 計画の対象

本計画の対象は、0 歳からおおむね 18 歳までの子どもとします。



第2章 前計画の取組状況

1 前計画の成果

「第1次計画」では、家庭、中央公民館図書室、学校等による役割を明確にしなが
ら、今後の方策を示し取組を進めてきました。学校図書館図書標準については7
校中4校達成したほか、中央公民館図書室における蔵書の刷新や図書イベントなど
を実施することで、中央公民館図書室の利用者や本の貸出数が増加しました。引き
続き子どもの読書活動の取組を推進していくことが重要となっています。

2 家庭における取組状況

健康福祉課では、幼児期から子どもが本と親しむきっかけづくりとして、4か月
児健康相談時にブックスタート事業（※3）を実施しました。保健師と連携を図る
ことで、赤ちゃんのほぼ全員に、絵本を渡すことができました。また、2歳児を対
象に希望の絵本をプレゼントするセカンドブック事業（※4）を実施しました。

町広報誌「広報みはま」や中央公民館図書室で発行している「図書室だより」で
は、絵本紹介等の記事を掲載し、家庭における子どもの読書が推進されるよう、子
どもや保護者に情報発信を行いました。

3 地域における取組状況

中央公民館図書室では、図書司書の配置を行い、子どもの読書活動推進の拠点と
して、図書室だよりの発行、ホームページや広報紙等を活用した読書に関する情報
の発信など積極的に読書活動の普及啓発を図りました。

また、本のリサイクルフェアや読書キャンペーンなどの図書室行事や読書活動推
進団体による「本の帯コンクール」など図書イベントを通じて、子どもが本に親し
むきっかけをつくりました。

（※3）ブックスタート事業：4か月児健診の機会を捉えて、赤ちゃんと保護者を対象にボランテ
ィアにより絵本の読み聞かせと説明を行い、絵本をプレゼントする事業。

（※4）セカンドブック事業：2歳児を対象に、案内と絵本の一覧を郵送し、子育て支援室の職員
が家庭を訪問して、希望の絵本をプレゼントする事業。

子育て支援室（健康福祉課）では、中央公民館図書室司書と連携を図り、読み聞かせやおはなし会等を定期的に開催し、子どもや保護者に読書の楽しさ伝えました。

また、セカンドブック事業や絵本の貸出により、絵本を通じた親子の豊かなつながりを推進しました。

4 学校等における取組状況

認定こども園（保育所（園））（以下、認定こども園とする）では、ボランティアによる絵本の読み聞かせの実施や、絵本コーナー設置のほか、ペープサート（※5）、エプロンシアター（※6）、パネルシアター（※7）などを利用して、楽しい空間を演出するなど、子どもたちが楽しめる工夫をしました。

学校では、読み聞かせやブックトーク（※8）、ビブリオバトル（※9）を実施するなど、児童生徒の読書意欲を喚起する取り組みを進めました。

また、学校司書2名が各学校の図書室を巡回して、蔵書の充実および整理に努めるとともに、新刊図書の紹介コーナー設置や工夫した掲示を行うことで読書環境が整い、児童生徒の読書量が増えました。

「ほんのもり」や「新着図書案内」を定期的に発行し、読書に関する情報を発信しました。

（※5）ペープサート：物語の登場人物や動物などを、両面に描いて棒をつけた紙人形で演じる紙人形劇。

（※6）エプロンシアター：エプロンを舞台にしてひとりで演じる人形劇のようなもの。

（※7）パネルシアター：パネル布を貼ったボードに絵を描いて切り取った絵人形を、貼ったり外したり動かしたりしながら展開するおはなしや歌あそび、ゲームなどのこと。

（※8）ブックトーク：ひとつのテーマに沿って複数冊の本を紹介していく手法。キーワードで順序を考えつないでいく。読みたい気持ちを喚起するために行う。

（※9）ビブリオバトル：書評合戦。基本的なルールは以下のとおりである。①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分間で本を紹介する。③それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを2～3分行う。④全ての発表が終了した後に、「どの本が一番読みたくなかったか？」を基準とした投票を、参加者全員一票で行い最多票を集めたものを「チャンプ本！」とする。効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

第3章 基本方針

1 計画の目的

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。

また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。

読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることが重要であり、子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（Well-being）（※10）につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、町全体で子どもの読書活動を推進します。

（※10）ウェルビーイング：次期教育振興基本計画について（答申）（令和5年3月8日中央教育審議会）によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

第4章 家庭・地域・学校等における推進方策

1 家庭における推進方策

①家庭の役割

家庭は、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける場であり、読み聞かせ等を通じて、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあります。子どもが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるように、保護者が意識して読書を日常の生活の中に位置づけ、一冊の本を媒介にして家庭が話し合う時間を持つなど、幼児期から継続して子どもの読書習慣を育んでいくことが重要です。

このことから、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもの成長に応じて一緒に本を読んだり、図書室に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるように『子どもと本をつなぐ』努力をしていくことが求められます。

②家庭での読書活動を進める今後の取組

○読書と出会うきっかけづくり

・健康福祉課で実施しているブックスタート事業やセカンドブック事業、中央公民館図書司書等による読み聞かせなどにより、幼児期から子どもが本と親しむきっかけづくりを行います。

○読書習慣づくり

・子どもたちの読書習慣づくりに向け、手の届くところに本を置くなどの工夫をする、読書の時間を設け子どもと一緒に本を読んだり、本について話しあったり、図書室や書店に出かけるなど、家族でコミュニケーションを取りながら読書に親しむ「家読（うちどく）（※11）」の取組を推進します。

(※11) 家庭読書（家読（うちどく））：「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的とした読書運動。「家読（うちどく）」運動は学校の「朝の読書」運動の家庭版として平成18年に提唱された。

○読書活動の啓発・奨励

- ・保護者が、子どもの読書活動の重要性や幼児期からの読み聞かせ等の必要性について気づくよう、読書に関する情報提供を行います。
- ・毎月第3日曜日の「御浜町家庭読書の日」や「読書週間（※12）」等の機会をとらえ、子どもの読書活動の意義や重要性についての啓発を図ります。

2 地域における推進方策

①地域の役割

中央公民館図書室や子育て支援室は、子どもが本と出会い、読みたい本を自由に選択し、読書を楽しむことができる場です。こうした施設においては、子どもがたくさんの本にふれ、本や読書について情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにすることが重要です。

こうした施設には、子ども読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書活動推進団体との連携及び支援など積極的に読書活動の普及啓発を図ることが求められています。

②地域における今後の取組

(ア) 中央公民館図書室

○図書室蔵書の充実

- ・子ども一人ひとりのさまざまな興味や関心に応えるため、魅力ある本の選定を行い、蔵書の充実に努めます。

○読書に親しむ機会の提供

- ・子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせやパネルシアター、読書通帳の発行、おすすめ本コーナーの設置など、子どもが本に出会い、読書に親しむ機会の提供を積極的に行います。
- ・本のリサイクルフェアや読書キャンペーンなど図書室行事を開催します。

○ホームページの充実

- ・図書室の利用案内、書籍の展示の様子、行事のお知らせ等をホームページに掲載し、PRに努めます。

(※12) 読書週間：（10月27日から11月9日までの2週間）公益社団法人読書推進運動協議会により、読書活動を推進する行事を集中して行う期間として定められている。

○図書室環境の充実

- ・新しい図書貸出システムの導入を実施し、家庭や携帯電話から、インターネット回線による蔵書の検索を可能にします。

○図書室だよりの発行等による情報提供

- ・図書室だよりの発行や広報紙等を活用した本の紹介など情報提供を計画的に行い、子どもだけでなく、地域住民にも積極的に読書活動の楽しさや大切さを伝えます。

○中学生・高校生へのきっかけづくり

- ・中学生・高校生向けコーナーの設置や、学校からの職場体験活動を受け入れるなど、読書や図書室への興味関心の喚起を図るよう促します。

○学校図書館との連携

- ・中央公民館図書室の図書の学校図書館への団体貸出を行います。
- ・中央公民館図書室の司書と学校司書との連携を強化し、子どもの読書活動を推進します。

○地域の多様な主体との連携

- ・子ども読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有し、取組が進められるよう、多様な主体を対象とした読書活動推進委員会を開催します。
- ・読書活動推進団体等との連携を強化し、団体の活動を支援します。

(イ) 子育て支援室（健康福祉課）

○読み聞かせ等の実施

- ・中央公民館図書室司書と連携を図り、読み聞かせやおはなし会等を定期的に開催します。

○絵本の貸出し

- ・子どもの大好きな絵本を通して、楽しくゆったりと心触れ合う時間が持てるように絵本の貸出を行います。

○セカンドブック活動の推進

- ・絵本を通じた親子の豊かなつながりを推進するため、2歳児を対象に絵本の配布を行います。

3 学校等における推進方策

①学校等の役割

学校は、全教育活動を通じて子どもの読書に対する興味や関心を高めるとともに、読書習慣を育てていく場であり、学校全体で計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。

特に、平成29年度及び30年度に公示された学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科の特性に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することが求められています。

これらをふまえ、学校においては、すべての子どもたちが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが必要となっています。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められています。

また、認定こども園は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であり、幼児が絵本や物語等に親しみ、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむような機会を提供するなど、さまざまな取組が求められています。

②学校等における今後の取組

(ア) 認定こども園

○読書スペース等の確保と図書の整備・充実

- ・子どもが自ら手に取って絵本等に親しむことができる読書スペース・絵本コーナーの確保や絵本等図書を計画的に整備します。

○乳幼児からの読み聞かせの推進

- ・子どもが想像力豊かに楽しみながら読書活動に親しむことができる取組として、絵本等の読み聞かせを行います。

○家庭での読書活動の支援

- ・「保育所だより」などを通じて、家庭における読書、読み聞かせ等の大切さを保護者に啓発します。

(イ) 小中学校

○学校図書館の読書環境の充実

- ・学校図書館図書標準に基づき、各学校の状況に応じた図書館資料を整備します。
- ・配架の工夫や興味関心をひくレイアウトで、児童生徒の読書意欲を向上させます。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- ・朝読書など時間帯を工夫した一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、ビブリオバトルやブックトーク等、各学校の状況に応じた読書活動に積極的に取り組みます。
- ・魅力的な図書館資料の収集、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、中央公民館図書室における職場体験活動への参加の奨励等により、子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。

○学力向上に向けた取組の推進

- ・学習指導要領においては、国語科における、伝え合う力、思考力や想像力及び言語感覚を養うための言語活動、各種の統計資料や新聞・辞典・図鑑などの情報活用能力を育成する言語活動を基盤に、各教科においても、多様な言語活動を教科横断的な視点で指導計画に位置づけ、教育課程編成を図ることが求められています。このため、児童生徒が、日常生活において、読書活動を活発におこない、主体的に学校図書館を利用する授業実践に取り組みます。

○中央公民館図書室との連携

- ・中央公民館図書室の図書の学校図書館への団体貸出を活用するなど、子ども一人ひとりが望む図書を提供できるように努めます。
- ・中央公民館図書室の司書と学校司書との連携を強化し、子どもの読書活動を推進します。

○家庭に向けた取組の推進

- ・学校だよりや学校司書による図書だよりの発行等により、学校での読書活動の取組や読書に関わる情報を家庭に発信します。また「家読(うちどく)」など家庭での読書活動につなげます。